

(1日本史プリント4-7)

## 第5章 5. 戦国大名の登場 a. 戦国大名の分国支配

①畿内…室町幕府をめぐる内部の権力争いつづく(細川氏→三好氏→松永氏)

②他の地域…[1 守護]大名はその地位を守護代など有力な[2 國人]に奪われる。

//

戦国大名…3. 幕府などの権威によらず、実力によって国内の武士や民衆をおさえ、領国を支配して

### いる大名

「腕を持ってこそ、所をも、身をも、もちもうし候」

守護大名 出身…島津・大友・武田	守護代出身… 織田・上杉(長尾)・朝倉
一般の國人出身…浅井・毛利・徳川	出自不明… 斎藤・北条

実力によって、国内の武士・民衆を支配

- [4 荘園]など国内における他のいっさいの障害(権威)を排除
- 国内の[5 國人]や民衆を抑圧、新たに力を伸ばした[6 地侍]を組み込む
- 他の戦国大名との闘争→[7 富国強兵]をはかる

↓

自らの領国内の家臣や、領民の支持が必要→新しい軍事指導者・領国支配者の能力必要

③支配の支持基盤拡大=[8 國人]の家臣化をすすめる

ア) 9 武士たちと直接的な主従関係を結ぶ →[10 荘園制]の基盤を破壊

イ) 軍事力を増強

④ [11 武士団]の統制の強化

ア) [12 貢高制]制

= 13 武士の収入高を銭に換算、地位収入を保障するかわりに、一定の軍役を負担させる

イ) [14 寄親寄子]制=多数の地侍を家臣団に組み入れ有力家臣に預ける(集団戦に対応)

ウ) [15 分国]法(家法)…戦国大名の領国支配のための基本法

[16 喧嘩両成敗]、私婚の禁止、土地自由売買や分割相続の禁、縁坐法など

例、「17 朝倉孝景条々」,「18 慶弼集」(伊達),「甲州法度之次第」(武田)

戦国大名のなかには、[19 守護代]や國人から身をおこしたものが多い。[20 守護]職など古い権威は通用しなくなった。支配のためには、激しい戦乱で領主支配が困難となった武士や生活をおびやかされる領民の支持が必要であった。戦国大名には、軍事指導者・領国支配者としての実力が求められ

たのである。

戦国大名は、[21 國人]たちとともに、成長の著しい[22 地侍]を家臣に組み入れていった。そして、彼らの収入額を、[23 銭]に換算して統一的に把握し、地位・収入を保障するかわりに、それにみあった一定の[24 軍役]を負担させた。これを[25 貢高]制という。また大名は家臣団に組み入れた多数の地侍を有力家臣にあずける形で組織化した([26 寄親・寄子]制)。

⑤民衆支配の強化

ア) 検地…27 農民の耕作する土地面積と年貢量を調査し、登録させる

→家臣または名主の自主申告にもとづく [28 差出検地]

→[29 荘園制]を否定し、複雑な土地関係を解消。農民に対する30. 直接統治を強化

イ) 地侍層(※武士であるが村の指導者でもある)を家臣団に組み入れ、土一揆の基盤を破壊

惣村の代表者ではなく大名の家来

ウ) 逃散・欠落の禁、村の連帯責任の強化、隠田摘発

⑥ [31 富国強兵]政策…産業育成→他の戦国大名と争う

ア) 分国内経済の編成

[32 城下町]の整備…家臣団の集住、商工業者の把握、領国の経済的まとまりを作る例、[33 一条谷](朝倉氏)、[34 山口](大内氏)

イ) 産業の育成=[35 桑市桑座]、綿花栽培、鉱山開発、[36 撰銭]令

ウ) 耕地開発…[37 堤防]・治水工事(信玄堤)、大規模な灌漑

→農業は、[38 集約]的方向から、耕地面積拡大へ

エ) [39 関所]の廃止、分国内の交通制度の整備(宿駅・伝馬など)

戦国大名は、家臣団統制や領国支配のための政策をつぎつぎと打ち出した。なかには領国支配の基本法である[40 分国]法(家法)を制定するものもあった。このなかには、家臣相互の紛争を私闘で解決することを禁止する[41 喧嘩両成敗]法など、新しい権力としての性格を示す法も多くみられた。また、家臣や名主などから[42 検地]をおこない、農民に対する直接支配の方向が強化した。この時期の検地は、領主や名主からの自主申告の形をとった。これを[43 差出]検地という。

さらに戦国大名は産業の発展をすすめるため、有力な商工業者をとり立て、[44 鉱山]の開発や大河川の治水・灌漑などの事業をおこなった。また[45 関所]の廃止や市場の開設など商業取引の円滑化にも努力した。その中心である[46 城下町]には、家臣のおもな者が集められるとともに、[47 商工業者]も集住して、しだいに領国の政治・経済・文化の中心として発展した。